

# 憲法・司法・公民権に関する委員会

## 2013 年法律 5957 号法案

(添付・2010 年法律 7605 号法案、2011 年法律 3026 号法案、2011 年法律 1048 号法案及び 2014 年法律 8172 号法案)

「貿易手続特惠地区に関する税制、為替制度及び行政制度並びにその他の措置について規定する」2007 年 7 月 20 日付法律 11508 号を改正する。

法案作成者・連邦上院議会

報告者・パエス・ランジン下院議員

### I- 報告書

上院作成の 2013 年法律 5957 号法案は、貿易手続特惠地区 (ZPE) に関する税制、為替制度及び行政制度について規定する 2007 年 7 月 20 日付法律 11508 号の改正事項について扱う。

上記法案が導入する改正事項の内、以下が主要なものである。

- (a) ZPE に関する特別制度が規定する恩恵を享受する分野にサービス (役務) 分野を追加する。
- (b) 貿易手続特惠地区国家審議会 (CZPE) 作成の草案の分析及び承認に資する新たなガイドラインを導入する: 持続可能な製造及び消費に関する政策の適合
- (c) 通関手続きの免除に代わり ZPE における部分的通関手続きの実施を許可する。
- (d) ZPE 内で活動が許可された企業が、ZPE 内での保全地域指定の前段階であったとしても、2007 年法律 11508 号所定の税制上の恩恵を享受する形で、輸入又は国内市場における購買が可能となることを認める。
- (e) 財の利用が国内に拠点を置く第三者によって行われる場合でも、国内からの移動を伴わない財の輸出を許可する。
- (f) ZPE 内に所在する企業の輸出にトレーディング・カンパニーが関与することを認める。

- (g) 税制上の効果のために分離した会計処理の実施を維持する場合には、ZPE 内に所在する企業が支店を開設し、又は、ZPE 外に所在するその他の法人に出資することを認める。
- (h) 総売上高又は年間収益に占める輸出義務の割合を最低でも 80 パーセントとする要求基準を 60 パーセントに緩和する。
- (i) 政府は、主にソフトウェア開発又は情報技術（IT）サービスを行う法人の場合には、輸出義務に関する要求基準を 50 パーセントまで緩和することができる。
- (j) ZPE 内での活動が許可される企業は、中西部開発監督庁（SUDECO）が所管する行政上の税務インセンティブも享受することができることを認める。
- (k) ZPE 内での活動が許可される企業は、2011 年法律 12546 号が規定する輸出業者への租税返却特別処置（REINTEGRA）による税制上の恩恵も享受することができることを認める
- (l) 北部、東北部又は中西部に所在する ZPE に関しては、60 パーセントの輸出義務制度は、以下のように、最低の割合に達するまで漸進的に運用される。(i)初年度・20 パーセント(ii)2 年目・40 パーセント(iii)3 年目に関して、サービス業は 50 パーセント、工業生産業は 60 パーセント。
- (m) 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）は、規制に沿った形で、決定により、特別な状況に鑑み、時限的に輸出義務の割合を緩和することができる
- (n) 2007 年法律 11508 号の以下の規定を廃止する。(i) 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）作成の勧告の分析及び作成草案の承認に関するガイドラインとして、規制において定められた該当制度の下で活動をすることを認められる企業による ZPE 内における合計投資最低額を定める第 3 条第 1 項・V 号(ii)ZPE 内に所在する企業は、上記法令に明示的に規定されていないあらゆるインセンティブ又は恩恵を享受することができないと規定する第 17 条

審理に付されている本法案は、2011 年法律 764 号法案として審理された上院議会から、2013 年 7 月 11 日付文書第 1616 号を通じて、下院議会に回付された。当該法案は、内容審理のために 2013 年 8 月 7 日付けで、国土統合・アマゾン及び地域開発委員会（CINDRA）、経済・産業及び商業開発委員会（CDEIC）、金融・税制委員会（CFT）及び憲法・司法・公民権に関する委員会（CCJC）の順に回付された。なお、本法案は優先審理事項であり、2010 年法律 7605 号法案、2011 年法律 1048 号法案、2011 年法律 3026 号法案及び 2013 年法律 8172 号法案が添付された。

ウビアリ下院議員作成の 2010 年 7605 号法案は、ZPE 設置の目的として、雇用の創出、支払バランスの強化、地域開発の促進並びに新技術及び国内における最新の経営の実践の普及を列挙し、2007 年法律 11508 号第 1 条を変更している。

同じくウビアリ下院議員作成の 2011 年 1048 号法案は、同条第 1 項に規定される要件が ZPE 創設の提案に対応する形で、以下の条件（i—法律により創設される都市地域 ii—港湾及び飛行場の近接 iii—比較的低い人間開発指数）に対して累積的に対応する提案が優先することを強調しながら、2007 年法律 11508 号第 2 条に第 2 項—A を追加している。

また、同法案は、2007 年法律 11508 号の同条に第 2 項—B をさらに追加し、第 2 項—A に対応する提案がない場合には、条件の内、数字が大きいものを重視する提案が優先することを強調している。

カルロス・ベザラ下院議員作成の 2011 年法律 3026 号法案は、その第 2 条において、以下の形で、2007 年法律 11508 号の様々な条項を改正している。

- (i) 第 1 条本文では、地域開発の目的はすでに考慮されていることから、「よ低開発地域」という表現が除かれている。
- (ii) 第 1 条単項では、ZPE の目的として、国外で商品化されるサービス生産並びに国外に本拠を置く企業を対象とし、国内で維持される、石油探索及び/又は石油生産用の石油プラットフォーム及び海中プラットフォーム建設のための原材料の生産を追加している。
- (iii) 第 12 条本文 II 号において、第 6 条—A が規定する租税公課の支払いの停止を伴った、エンジニアリングプロジェクトの作成サービス及び工業設備に必要で、或いは、生産プロセス統合のための機械・装備の設置サービスの輸出に関する可能性を追加している。
- (iv) 同条本文の II 号が規定する租税公課の支払い停止は、事前に、ZPE 用に向けられたエリアにおける通関手続き、国内外市場における、工業設備に関するエンジニアリングプロジェクト及び工業設備に必要で、或いは、生産プロセス統合のための機械・装備の取得並びに工業施設の建築及び建築に適用される。
- (v) 第 18 条本文において、ZPE 内に所在する法人が 1 年間に義務を有する、国外に向けた輸出から生じた総売上高に合致しなければならない財及びサービスの総収益の最低比率を 60 パーセントに緩和する。

法案第 3 条は、2007 年法律 11508 号の以下の条項を廃止する。

- (i) ZPE 内に所在する企業が支店を開設し、又は、ZPE 外に所在するその他の法人に出資することを認め、税法で規定されたインセンティブ享受の可能性を認める第 9 条

(ii) ZPE 内に所在する企業が、本法律に明示的に規定されていないインセンティブ又は恩恵の享受することを認める第 17 条

2013 年 8 月 12 日付けで、国土統合・アマゾン及び地域開発委員会に本案が回付され、2013 年 8 月 14 日付けで、グラッドソン・カメリ下院議員が報告者に任命された。同議員の意見書では、修正を伴った本案の主要部分の承認及び添付された 3 つの法案の不承認という結果となった。

上記報告担当議員の修正案は、西アマゾン又はアマパー州内に位置する ZPE に所在する企業がマナウス・フリーゾーン、自由貿易地域及び西アマゾンに向けられた財及びサービスの販売から取得した収益は、国外市場に向けられた財及びサービスの販売から生じた総売上高とみなされると規定することで、2007 年法律 11508 号第 18 条に第 8 項を追加した。

上記追加の理由として、同下院議員は、60 パーセントの最低輸出率は、20 パーセントから 40 パーセントへ、そして、最終的に 60 パーセントと漸増しながら 3 年間で達成していかなければならないと提案し、2013 年法律 5957 号法案の原案は、北部、東北部及び中西部が包含する巨大なエリアにおいて、税制上、過剰で、行きすぎがあると主張した。また、国内遠隔地域のために真に効果のあるメカニズムとして ZPE を機能させる目的は、西アマゾン及びアマパー州内に位置する ZPE に所在する企業が行う同地域市場向けの販売と輸入との間に税制上の公平性を確立しながら、適正に達成することが可能であるとした。

輸入とその他の国内市場における購買の際に同地域の居住者は税制上の恩恵を受けている事実は重要である。同地域の ZPE 内で製造される同様の商品を購入する際に租税を払わなければならないということには理由がない。したがって、報告担当議員の理解では、歳入又は歳出の増加あるいは減少を結果として引き起こさずに、地域開発政策との絶対的な一貫性と整合性という文脈における西アマゾン内の ZPE の実効的条件が強化されている。

経済活動上は、当該目的は、全ての税制上の効果のために、西アマゾン及びアマパー州内に位置する ZPE に所在する企業によって同地域内で行われる国内販売と国外に対する輸出を同等のものとする事により、達成される。

2013 年 9 月 17 日付けで、経済・産業及び商業開発委員会に本案が回付され、2013 年 10 月 2 日付けで、アントニオ・バーマン下院議員が報告者に任命された。

上記議員の意見書において、同議員は、2013 年法律 5957 号法案への承認及び国土統合・アマゾン地域開発委員会による修正事項に同意し、添付され

た3つの法案に対して不承認の立場をとった。同議員の判断によると、これらの法案の目的は、本案により満たされるというものであった。

報告担当議員の修正案では、2007年法律11508号第6条Aに2項を追加することを提案している。1項目は、原料と資本財の輸入及び国内市場における取得を対象とするインセンティブをZPE内に所在する企業のプラントや設備で使用される建設資材に拡大している。同議員の見解では、初期費用の減少及び民間投資の引き込み、地域間格差の是正並びに経済成長促進に向けられた様々なプログラム（インフラ開発インセンティブ特別制度－REIDI、北部、北東部及び中西部における石油産業のインフラ開発のためのインセンティブ特別制度－REPENEC、サッカー競技場の建設、拡大、修繕又は最新化のための特別課税制度－RECOPA、原子力発電所の発展のためのインセンティブに関する特別制度－RENUCLEAR）の創出において、連邦政府が目指す目的と緊密な関係性を有している。これらの全てのプログラムにおいて、課税免除の対象として、車両及び装備のほかに、建設資材も含まれた。

建設資材へのインセンティブの拡大に関しては、例えば、ウルグアイ、インド及びイランにおける、ZPEに関する国際的な取り組みや類似制度の存在を根拠としている。

同様の文脈において、ZPEがサービス分野も対象範囲に含めことになることから、ZPE内での活動を認められた企業により直接輸入がなされる際には、サービスを対象として徴収される社会統合基金/公務員財形計画－輸入（PIS/Pasep-Importação）及び社会保険融資納付金（Cofins-Importação）の納付義務が停止されることを考慮するのは重要である。この中では、物としての商品を対象とした恩恵との類似性が存在する。

アデミル・カミーロ下院議員が作成し、その他の添付法案と同様に、ZPE所在企業の輸出義務に関して、財及びサービスの販売から得た総売上高の80パーセントから60パーセントに緩和することを提案している2014年法律8172号法案が提案された時、2013年法律5957号法案は、すでに、金融・税制委員会における審理に付されている状態であった。

金融・税制委員会（CFT）において、2013年法律5957号法案は、表決の補足及び修正案とともに承認された。報告担当者であるジュリオ・セザル下院議員は、その意見書の中で、本案は歳入及び歳出の増加又は減少をもたらしていないとし、2013年法律5957号法案、添付の2010年法律7605号法案、2011年法律1048号法案、2011年法律3026号法案及び2014年法律8172号法案、国土統合・アマゾン地域開発委員会作成の修正案及び経済・産業及び商業開発委員会作成の修正案の財政上及び予算上の適合性についてコメントする必要はないとした。2013年法律5957号法案及びCDEIC作成修正

案を承認（再修正案とともに）し、添付の 2010 年法律 7605 号法案、2011 年法律 1048 号法案、2011 年法律 3026 号法案及び 2014 年法律 8172 号法案及び CINDRA 作成修正案を不承認とした。

さらに、金融・税制委員会（CFT）において、パウダニー・アベリーノ下院議員は、2013 年法律 5957 号法案及び 2011 年法律 3026 号法案が財政上及び予算上適合していないこと、並びに、2010 年法律 7605 号法案、2011 年法律 1048 号法案及び 2014 年法律 8172 号法案に関して予算上及び財政上の問題を惹起しないことを指摘し、本案審理とは分離した形で、投票を行った。DEM（民主党）議員団は、CFT 修正案第 18 条に関して、その削除のために、本案とは分離した形で投票を行ったが、否決された。最後に、予算・財政諮問会（CONOF）は、2013 年法律 5957 号法案の財政上及び予算上の不適合性について意見表明を行った。

現在、2013 年法律 5957 号法案は、内規に従い、合憲性、法規性、内規性及び立法技術性に関する審理のために憲法・司法・公民権に関する委員会に係属している。

以下が報告書である。

## II—報告担当者の意見（投票）

下院規則第 53 条 III 号により、本委員会には、法案の合憲性、法規性、内規性及び立法技術性について審理を行う権限がある。当該規則第 54 条 I 号は、憲法・司法・公民権に関する委員会の意見が、下院の権限にて行われる本案審理において、最終段階のものである旨を規定する。

合憲性及び法規性に関して、2013 年法律 5957 号法案、2010 年法律 7605 号法案、2011 年法律 1048 号、2011 年法律 3026 号法案、2014 年法律 8172 号法案、CINDRA 採用修正案、CDEIC 採用修正案第 1 号及び第 2 号並びに金融・税制委員会（CFT）が承認した修正案は、連邦政府の立法に関する権限、国会の権限及び立法発議（連邦憲法第 24 条 I 号、第 48 条 I 号及び第 61 条）に関する憲法要件に合致している。

さらに、連邦憲法第 5 条所定の基本的人権を尊重し、憲法原則との調和性を有することから、法制上問題はない。

内規性に関して、審理中の全ての法案（2013 年法律 5957 号法案、2010 年法律 7605 号法案、2011 年法律 1048 号法案、2011 年法律 3026 号法案、2014 年法律 8172 号法案、CINDRA 採用修正案、CDEIC 採用修正案第 1 号及び第 2 号並びに金融・税制委員会（CFT）が承認した修正案）は、本下院規則所定の規定に合致している。

立法技術性に関して、審理中の全ての法案（2013 年法律 5957 号法案、2010 年法律 7605 号法案、2011 年法律 1048 号法案、2011 年法律 3026 号法案、2014 年法律 8172 号法案、CINDRA 採用修正案並びに CDEIC 採用修正案第 1 号及び第 2 号）は、訂正されるべき誤りが多い CTF 採用修正案を除き、立法技術上問題ない。

従って、本委員会は、法案文章及び立法技術上の誤りを訂正する目的で、金融・税制委員会（CFT）修正案に代替する再修正案を提案する。

以上により、本委員会作成の代替修正案を採用することを条件として、**2013 年法律 5957 号法案、2010 年法律 7605 号法案、2011 年法律 1048 号法案、2011 年法律 3026 号法案、2014 年法律 8172 号法案、CINDRA 採用修正案、CDEIC 採用修正案第 1 号及び第 2 号並びに金融・税制委員会（CFT）修正案**に関しては、合憲性、法規性、内規性及び立法技術性を有すると判断し、これに投票する。

於委員会室、2015 年 12 月 8 日

下院議員 パエス・ランジン  
報告者

## 2013 年 5957 号法案に関する金融・税制委員会（CFT）修正案への再修正案

貿易手続特惠地区に関する税制、為替制度及び行政制度並びにその他の措置について規定する 2007 年 7 月 20 日付法律 11508 号を改正する。

金融・税制委員会修正案は以下のように修正される。

**第 1 条** 2007 年 7 月 20 日付法律 11508 号第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条-A、第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 18 条、第 20 条及び第 21 条は、以下の文言により、有効となる。

「第 1 条 政府は、地域間格差是正、輸出文化の創出、支払バランス、技術の普及及び国の社会経済的開発を促進する目的で、本法律が定める法制度の適用を受ける貿易手続特惠地区（ZPE）を創設することが許可される。

第 1 項 ZPE は、国外で商業化され、又は、国外を対象とする財の生産及びサービスの提供を目的とする企業の設立に供される外国との自由貿易エリアであり、関税管理の実施のための第 1 次的エリアとみなされる。

第 2 項 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）は、ブラジル役務分類（NBS）に従い分類され、ZPE 内に設立された企業によって提供されるサービス及び無体財産の種類について規定する。」（新規）

「第 2 条（未記載）

第 2-A ZPE の管理方式が民営である場合には、当該民間主体は、商業登記所において、ZPE の管理運営を担う法人を設立することができる。

第 4 項（未記載）

第 I 号 公告後 24 ヶ月以内に、ZPE の管理主体が、正当な理由なく、設置提案書に規定されているタイムスケジュールに従った設置工事を開始しない場合。」（新規）

「第 3 条（未記載）

第 II 号 本法律第 2 条第 5 項の規定に従い、ZPE 内での企業の設置に関心を有する企業が作成するプロジェクトを承認すること。

(未記載)

第 VII 項 ZPE 外に設置される、役務提供企業のプロジェクトを承認すること。

(未記載)

第 3 項 貿易手続特惠地区国家審議会 (CZPE) は、本法律が規定する制度の適用により国内経済に生じる効果を対象とするモニタリングメカニズム及びその方法について定める。

第 4 項 国内市場を対象として、ZPE 内で生産される工業製品の販売又はサービス提供に関して、国内経済に消極的な効果が確認される場合には、貿易手続特惠地区国家審議会 (CZPE) は、当該効果が継続する期間において、国内市場向けの最大割合を減少させることができる。

(未記載)」 (新規)

「第 4 条 (未記載)

単項 政府は、以下の事項に関するものの他、関税施設、安全及び衛生監視に関する設備、その利用に必要な管理について定める。

第 I 号—コンピュータ化された関税管理の採用。

第 II 号—モジュールごとの、ZPE エリアの保税地域指定。

第 III 号—関税処分手続き及び保管用に指定されるエリアに限定される保税地域指定。

第 IV 号—通関手続きの全面的免除。」 (新規)

「第 5 条 国内ですでに設置されている産業プラント又はサービス提供施設の単純な移転であることが明らかなプロジェクトを有する企業は ZPE 内における設置が禁じられる。

単項 (未記載)

第 III 号—公告日から効果を生じ、規則に規定されているもの。」 (新規)

「第 6 条—A (未記載)

第 VIII 号—総売上高に課される社会保障負担金 (CPRB) 。

第 IX 号—1992 年法律第 8212 号第 22 条—A 第 I 号及び II 号で規定されるアグロインダストリーに課される社会保障負担金 (CPA) 。

第 X 号—2000 年法律第 10168 号に規定される、イノベーション支援のための産学連携インセンティブプログラムを助成することに向けられる経済支配介入納付金（CIDE）。

第 XI 号—財及びサービスの輸入決済のための為替オペレーションに課される金融取引税（IOF）。

第 1 項（未記載）

第 I 号—輸入プロセスにおける、輸入税、工業製品税（IPI）、社会統合基金/公務員財形計画—輸入（PIS/Pasep-Importação）及び社会保険融資納付金—輸入（Cofins-Importação）、商船更新追加税（AFRMM）及び経済支配介入納付金（CIDE）の納税者。

第 II 号—国内市場での購買における、工業製品税（IPI）、社会統合基金/公務員財形計画（PIS/Pasep）及び社会保険融資納付金（Cofins）、総売上高に課される社会保障負担金（CPRB）及びアグロインダストリーに課される社会保障負担金（CPA）に関する責任者。

第 2 項 本条本文が規定する停止は、政府が定める方式における ZPE エリアの保全地域指定の前段階だとしても、機械、装置、車両、道具及び装備に関する場合には、ZPE 内での活動が認められる企業の固定資産に組み込むため、新品及び中古の財に適用される。

第 2 項—A 本条本文が規定する停止は、固定資産に組み込まれる施設工事を対象とする場合には、国内市場での購買、又は、サービスの輸入にも適用される。

第 2 項—B ZPE 創設行為の無効又は ZPE エリアの保税地域指定申請に対する確定的な不許可が生じる場合には、本条第 2 項所定の権限を行使する企業は、国内市場における購買又は輸入申告登録時以降から算定される利息及び遅延損害金が付加される租税公課の納付を行う義務（処分要求性は停止される）を有する。

第 3 項—中古財の輸入の場合において、工業団地又はサービス提供に必要で、且つ、会社資本金の払い込みを構成する要素である施設が対象となるときには、本条本文が規定する停止が適用される。

第 3 項—A 本条本文が規定する停止は、ZPE 内での活動が許可される企業の使用に供される建設資材又は当該企業の固定資産に算定される建設資材に適用される。

第 4 項—本条第 2 項の場合において、恩恵を受ける法人は、以下のときに、国内市場における購買又は輸入申告登録時以降から、国内市場における購買又は

輸入申告登録時以降から算定される利息及び遅延損害金が付加される租税公課の納付を行う義務（処分要求性は停止される）を有する。

Iー該当する財が固定資産に算入されない場合。

IIー本条第7項及び第8項に従い、税率がゼロ又は免除に換算される以前に、転売し、又は第22条A及び第22条B所定の制度を利用するための許可が取り消される場合。

第5項-A 本文所定の停止は、以下に関する、輸入又は国内市場における購買にも適用される。

Iー部品、パーツ、装置、及び、工業化される、装置、機械、車両又は装備の補助機器。

IIー解体処理され、その後工業処理される動物。

IIIーアグロインダストリーのための材料として利用される商品で、修復、飼育、栽培又は自然産物採集活動において利用されるもの。

IVーパフォーマンス、耐久又は機能に関する試験に供されるもの。

Vーその他の製品の開発に利用されるもの。

第5項-B ZPE内に設置された企業による工業生産は、コンピュータ化された関税管理が行われている限りにおいて、ZPE内に設置されているか否かを問わず、その第三者への下請けによって、部分的に行うことができる。

第6項-本条本文に従い活動が許可される企業に対する商品の販売及びサービス提供に関する課税伝票には、以下の事項を記載していなければならない。

Iー関係法令を明示して行われる「停止制度において行われる販売」という表現。

IIー関係法令を明示して行われる「停止制度において行われるサービス提供」という表現。

第6項-A サービスに関する、輸入又は国内市場における購入の場合には、以下が停止される。

IーZPE内での活動が許可される企業に対して提供される場合で、国内に設立される法人によって提供されるサービスに課される社会統合基金/公務員財形計画（PIS/Pasep）及び社会保険融資納付金（Cofins）の納付義務。

II－ZPE 内での活動が許可される企業によって直接輸入されるサービスに課される社会統合基金/公務員財形計画－輸入（PIS/Pasep-Importação）及び社会保険融資納付金－輸入（Cofins-Importação）の納付義務。

III－サービスの輸入決済のための為替オペレーションに課される金融取引税（IOF）。

第 7 項－本条第 2 項、2 項 A、2 項 B 及び第 3 項所定の財及びサービスに関する、社会統合基金/公務員財形計画（PIS/Pasep）及び社会保険融資納付金（Cofins）、社会統合基金/公務員財形計画－輸入（PIS/Pasep-Importação）及び社会保険融資納付金－輸入（Cofins-Importação）、工業製品税（IPI）、総売上高に課される社会保障負担金（CPRB）並びに経済支配介入納付金（CIDE）の納付に関して、本法律第 18 条本文が規定する義務の履行後で、且つ、関係事実の発生時から 2 年の期間が経過した場合には、本条が規定する停止は、税率が 0 パーセントに換算される。

第 8 項－（未記載）

I－以下の条件において、本条第 2 項及び 3 項所定の財に関しては、本法律第 18 条本文が規定する義務の履行後で、且つ、関係事実の発生時から 5 年の期間が経過した場合には、免除として換算される。

II－本条第 5 項及び第 5 項－A 所定の財に関しては、社会統合基金/公務員財形計画（PIS/Pasep）及び社会保険融資納付金（Cofins）、社会統合基金/公務員財形計画－輸入（PIS/Pasep-Importação）及び社会保険融資納付金－輸入（Cofins-Importação）、工業製品税（IPI）、総売上高に課される社会保障負担金（CPRB）、アグロインダストリーに課される社会保障負担金（CPA）及び経済支配介入納付金（CIDE）の納付の場合においては、税率が 0 パーセントに換算され、輸入税及び商船更新追加税（AFRMM）の場合においては、免除と換算される。

（未記載）

(c) 第 5 項－A の IV 号及び V 号に規定される目的に沿った実際の利用。

（未記載）

第 10 項 税務上及び為替上の全ての効果が発生しているもので、ブラジル国内から搬出されていない国内製品の輸出については、国外に本拠を置く企業に行われた販売で、その製品の利用が国内に本拠を置く第三者によって行われた場合も含めて、許可される。

第 10 項-A 第 10 項所定の場合において、仮定上輸出される国内製品が、国内における経済的利用のための時限的許可制度において、後に容認される場合、連邦税の課税が全面的に停止される。

第 11 項 ZPE を起源とする製品の輸出は、1972 年 11 月 29 日付大統領令第 1248 号が規定する輸出取扱商社の仲介により、行うことができる。」（新規）

「第 8 条 ZPE における会社の設立許可においては、メルコスール共通分類（NCM）における分類に準拠して、生産される製品、及び、ブラジル役務分類（NBS）における分類に準拠して、提供されるサービスについて言及し、20 年間の期間にわたり、本法律所定の取扱いを保障する。

第 1 項-企業は、政府が定めた方法により、生産される製品及び提供されるサービスの変更を申請することができる。

第 2 項-貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）は、本条本文が定める期間について、さらに 20 年間更新することができる。

第 3 項-本制度の利用のための取得許可を更新しない企業は、以後恩恵を享受しない条件でも、ZPE 内における活動の継続を選択することができる。」（新規）

「第 12 条 ZPE 内での活動が許可される企業が行う輸入及び輸出に関しては、財及びサービスの生産、取引、商品化並びに輸入に関して本法律が規定する制限以外のあらゆる制限が禁止され、衛生監視、国家の安全保障及び環境保全に関する管理の場合を例外として、連邦政府各機関からの許諾又は許可の取得が免除される。

第 1 項 本文 I 号が規定する許諾又は許可の免除は、以下の製品又はサービスの輸出には適用されない。

（未記載）」（新規）

「第 18 条 年間単位で、財及びサービスに関する総売上高の最低 60 パーセントが国外向け輸出をその源泉としている総売上高を取得し、且つ、維持する義務を負う法人に限り、ZPE 内での設立が認められる。政府は、主にソフトウェア開発又は情報技術（IT）サービスを行う法人に関して、当該割合を 50 パーセントまで緩和することができる。

第 2 項-A 本制度で容認される国内商品又は国内化商品で、全部又は部分的に財の生産プロセスにおいて利用されないもの、又は、制度的に合致しない形で利用されるものに関しては、以下の手続きが行われなければならない。

I-輸出。

II－利害関係者の費用により、税関当局の管理の下で破棄すること。

III－停止された租税及び法律上課される追加額の支払いを行い、国内市場向けとすること。

IV－税関当局が当該商品の引渡しに同意する条件で行われ、あらゆる費用及び負担を伴わない連邦財務当局への引渡し。

第 3 項－ZPE 内で製造される製品は、国内市場に販売される場合、通常、取引に課される全ての租税公課、及び、停止されている租税額に対して法律に従って遅延利息が加算された額の納付と併せて、消費に向けられるために通関手続きに係属する商品として輸入申告の対象となる。

第 3 項－A ZPE 内の企業により提供されるサービスに関しては、国内市場に提供される場合、通常、取引に課される全ての租税公課、及び、停止されている租税額に法律に従って遅延利息が加算された額の納付を行わなければならない。

第 4 項（未記載）

II－2007 年 1 月 3 日付補足法第 124 号により設置されたアマゾン地方開発監督庁（SUDAM）、2007 年 1 月 3 日付補足法第 125 号により設置された東北部開発監督庁（SUDENE）及び 2009 年 1 月 8 日付補足法第 129 号により設置された中西部開発監督庁（SUDECO）の地域のために規定されるもの。

（未記載）

VI－2011 年 12 月 14 日付法律 12546 号第 1 条から第 3 条、第 7 条から第 9 条所定のもの。

（未記載）

第 5 項－A 本法律第 6 条－A 所定の取扱いに関しては、ZPE 内での活動が許可される企業間で行われる商品、資産及びサービスの取得に適用される。

第 6 項－2003 年 12 月 29 日付法律第 10833 号第 61 条単項 I 号、II 号、VII 号及び VIII 号、1997 年 1 月 8 日付法律 9432 号第 11 条第 9 項及び 1988 年 9 月 1 日付大統領令第 2472 号第 6 条所定の取引は、ZPE 内での活動が許可される企業が行う場合には、本法律の効果のために、輸出取引と同等に取り扱う。

第 7 項－本法律第 18 条所定の輸出義務の履行の場合には、国内市場で取得され、又は、本法律第 6 条－A が規定する停止措置を伴って輸出される財に関しては、本条第 3 項の規定を遵守して、取得又は輸入されたときと同じ状態で、国内市場において再販売することができる。

第 8 項—連邦政府への販売に向けられる場合に国防大臣の処分において、又は、国防のための戦略的関心として国防大臣の処分において定義される国防上の戦略的製品に関する整備、保存、最新化、修繕、再検査、切替、工業化にかかる財の販売又はサービスの提供に関する取引については、本法律の効果のため、輸出取引と同等に扱う。」（新規）

「第 20 条 政府は、ZPE 内における商品及びサービスに関する監査、通関手続き及び通関管理にかかる規定、並びに、ZPE 内に設置される企業により輸出される商品又はサービスの積み込み、及び、必要な場合には、その仕向地に関して税関当局が行う確認並びに管理の方法について規則を定める。」（新規）

「第 21 条 第 18 条所定の輸出商品の製造、又は、その原料、中間財若しくは包装材に関連するサービスの提供企業は、ZPE 内に設置されているか否かを問わず、ZPE 制度から恩恵を受けることができる。

第 1 項 サービス提供企業は、以下の条件の下で、本条本文が定める制度から恩恵を受けることができる。

I—ZPE 内での活動が許可される製造企業と契約関係を有すること。

II—貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）が承認したプロジェクトを有していること。

第 2 項 第 1 項 I 号が規定する契約関係が解消される場合には、サービス提供企業は、制度の受益者としての条件を失い、契約当事者である製造企業は当該契約に生じるあらゆる変更に関して、その変更がなされた時点から 30 日以内に、貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）に通知する義務を負う。

第 3 項 本条の規定により、恩恵付与の対象となるサービスは以下のものとする。

I—研究開発（R&D）サービス。

II—エンジニアリング及び建築サービス。

IV—科学及びその他の技術的サービス。

V—ブランディング及びマーケティングサービス。

VI—プロジェクト（デザイン）に特化したサービス。

VII—情報技術（IT）サービス。

VIII—メンテナンス、修理及び設置サービス。

IXー水及び排出物の収集及び処理に関するサービス並びに環境サービス。

Xー貨物輸送及び輸送支援サービス。

XIー通商保護及び世界貿易機関（WTO）における訴訟に関する法務並びにコンサルティングサービス。

第4項 第3項で列挙されるサービスは、ブラジル役務分類（NBS）に従い、貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）により定められる。

第5項 ZPE 内に設立されるとき、恩恵を受けるサービス企業は、恩恵を受けるサービス企業間で行われるサービスの取引の場合も含めて、第6条-A 所定の便益を享受することができる。

第6項 恩恵を受けるサービス企業により輸入され、又は、国内市場で取得されるサービスに関しては、当該企業が ZPE 内に設置されていない場合、以下の義務の履行が停止される。

Iー社会保険融資納付金（Cofins）の納付。

IIー社会保険融資納付金（Cofins-Importação）の納付。

IIIー社会統合基金/公務員財形計画（PIS/Pasep）の納付。

IVー社会統合基金/公務員財形計画ー輸入（PIS/Pasep-Importação）。

Vー技術の輸入決済を理由とする国外への送金に課される経済支配介入納付金（CIDE）。

VIーサービスの輸入決済のための為替オペレーションに課される金融取引税（IOF）。

第7項 本制度の下で活動が許可される企業に対するサービス提供に関する課税伝票には、関係法令を明示した「停止制度において行われるサービス提供」という表現が記載されていなければならない。

第8項 サービスが適用される商品の輸入が証明された後には、本条が規定する停止に関しては、税率が0パーセントに換算される。

第9項 第18条第2項又は第3項に従い指定が行われる商品に適用されるサービスに関して、恩恵を受ける製造企業は、国内市場における購買又は該当する輸入時以降から、法律に従い算定される利息及び遅延損害金を加算した租税額を、処分要求性が停止された条件の下で、納付する義務を有する。

第 10 項 第 9 項に従った納付が行われない場合には、1996 年 12 月 27 日付法律第 9430 号第 44 条所定の利息及び過料の適用を含めた課税査定が行われる。

第 11 項 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）は、本文所定のサービス企業の取引に関するコンピュータ化された管理に該当する場合について定める。

第 12 項 ZPE 内に設置されずに恩恵を受けるサービス企業は、保税地域における活動を免除されるが、その他のサービス提供企業は、制度から恩恵を受ける製造企業に適用される保税地域に関する規則と同様の規則を遵守しなければならない。

第 13 項 第 5 条本文の規定は、本条が規定する恩恵を受けるサービス企業には適用されない。

第 14 項 サービス提供企業のプロジェクトを承認する処分は、受益施設を指定し、ブラジル役務分類（NBS）に準拠して、提供されるサービスについて言及し、本条第 1 項 1 号が規定する契約の有効期間において、本法律が定める取扱いを保障する。

第 15 項 企業は、貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）が定めた方法により、提供するサービスの変更を申請することができる。」（新規）

**第 2 条 2007 年 7 月 20 日付法律 11508 号には、以下の文言により、第 21 条—A、第 22 条—A 及び第 22 条—B が追加される。**

第 21 条—A ZPE の管理主体は、第 21 条の規定に該当しないサービスの提供企業の施設で、その設置が以下の効果を有するものについては、当該施設の設置について許可することができる。

I—ZPE 内に設置される法人の活動を最適化すること。

II—ZPE 内を移動する人に対して利便性があること。

単項 本文が規定する企業は、本法律が定める、税制、為替制度及び行政制度における恩恵を享受する権利を有しない。

第 22 条—A 本法律が定める制度の下で活動が許可される企業は、以下の制裁を受ける。

I—以下の場合には、注意がなされる。

- (a) 本法律第 18 条が規定する輸出義務の不履行。
- (b) 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）が求める企業活動報告書の不提出。
- (c) 恩恵を受けるサービス企業に適用される、第 21 条第 11 項が規定するコンピュータ上の登録の不実施、又は、その不適切な実施。
- (d) 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）による事前の許可なく、当初承認されたプロジェクトを拡大すること。
- (e) 適切な税務書類を発行することなく、国内市場において購買を行うこと。
- (f) 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）による事前の許可なく、1 年を超える期間にわたり、プロジェクトで承認された製品の製造を中断すること。
- (g) 衛生監視機関、国防関係機関又は環境保全機関による事前の許諾又は許可なく、当該諸機関による管理に服すべき財及び製品を輸入し、又は、輸出すること。
- (h) 製造施設又はサービス提供施設にとって明確に必要なではない、新規又は中古の備品、機械、装置、器具、原料、中間財、包装材及びその他の財を輸入すること。
- (i) 現行法制の諸規定及び当該法制により定められた管理を遵守することなく、ブラジルが決済協定を締結する国に向けられる製品又はサービスの輸出。
- (j) プロジェクトの承認日において有効な、又は、将来的に創設される輸出割当制度の対象製品を、所管の連邦政府機関の許諾を得ることなく輸出すること。
- (k) ZPE 外に所在する企業に適用可能な行政及び税務上の同様の取扱いを遵守することなく、輸出税が適用される製品を輸出すること。

II- 以下の場合には、ZPE 制度における活動許可が最長 12 ヶ月間にわたり停止される。

- (a) すでに注意の対象となった行為を再度行う場合。
- (b) 活動停止処分を受けている行為主体の名義で活動する場合。

III- 以下の場合になされる、ZPE 制度の利用許可の取り消し。

- (a) 3 年間で、停止期間の合計が 12 ヶ月を超えて累積している場合。
- (b) 許可が取り消しの対象となった行為主体の名義で、又は、その利害に関係して活動する場合。

(c) 第 5 条所定の禁止事項を履行しない場合。

(d) 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）により承認されたプロジェクトが対象としていない財若しくはサービスを生産、輸入、国内市場で取得、又は輸入する場合。

(e) 直接又は間接的に、国内市場に対して、財又はサービスを詐欺的に輸入することに関与する場合。

第 1 項 本文 II 号 (a) において、再び行為する企業とは、注意による制裁を受けた企業で、制裁の確定的適用の日から 5 年以内に、注意による制裁の対象となった行為と同じ行為を再度行う違反企業をいう。

第 2 項 取り消しの場合、ZPE 制度における活動許可の新規申請は、制裁の確定的適用の日から 2 年後に限り行うことができる。また、許可に必要な全ての要件及び手続きを履行しなければならない。

第 3 項 本制度の利用のために受けた許可を取り消す法人は、本制度から恩恵を受けなくなるとしても、ZPE 内に留まることを選択することができる。

第 22 条-B 第 22 条-A が規定する違反事項の調査、及び、違反の判断にかかる行政手続きは、貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）事務局長が開始し、同局長は、違反事項及び企業の登録情報に関する文書の作成並びにその通知について決定する。

第 1 項 当該行政手続きについては、貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）事務局長が任命する 3 名の公務員により構成される調査委員会が行い、同事務局長は、委員会を構成する当該公務員の中から委員長を選任する。

第 2 項 調査委員会は、違反企業の特定のほか、事実関係の調査及び違反事項が法令に抵触するか否かの判断に責任を有する。

第 3 項 調査委員会は、独立性及び公平性を維持し、その活動を行う。また、事実関係の解明、又は、管理上の利害にとって必要な秘密情報の保全を行う。

第 4 項 委員会の会議及び審理は非公開とする。

第 5 項 番号付きの通知書は、受取通知付きの郵便により行われ、以下の事項を記載する。

I- 開始された手続きの番号。

II- 調査対象企業の企業情報及び所在地。

III- 違反事実の記載及び本法律の該当条項。

IV－欠席審理の条件の下で、通知書の受け取りから起算して 30 日以内に、貿易  
手続特惠地区国家審議会（CZPE）事務局に対して書面による抗弁書を提出すべ  
き旨の催告。

V－日付。

VI－調査委員会委員長の署名。

第 6 項－IV 号が規定する期間は、郵便受取通知により確認される。

第 7 項－郵便局が調査対象企業の所在を確認できない場合に、通知は、連邦政  
府官報による 1 回限りの公告によってなされ、抗弁書の提出のために公告日か  
ら起算して 30 日間が設定される。

第 8 項 IV 号が規定する期間は、不可抗力を理由として、適切にその証明がな  
されることにより、さらに 10 日間延長することができる。

第 9 項 通常の営業日に該当しない日に該当期間が満了する場合には、該当期  
間は翌営業日まで延長されるものとする。

第 10 項 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）事務局に提出された書面による  
抗弁書は調査委員会に送付されるものとし、以下の事項を記載していなければ  
ならない。

I－調査対象企業の企業情報、及び、該当する場合には、その法定代理人の情報。

II－通知書番号及び手続番号。

III－抗弁書の根拠となる事実及び権利に関する理由。

IV－調査及び必要となる証拠に関する申請で、正当な理由を明示したもの。申  
請企業は、証人及び鑑定人の氏名、詳細情報及び住所について、直ちに明示し  
なければならない。

V－場所及び日付。

VI－調査対象企業、法定代理人、又は、さらに該当する場合において、公的な  
形で選任される代理人の名称・氏名及び署名。

第 11 項 抗弁書には、その根拠を示す書類、及び、該当する場合には、委任状  
を添付する。

第 12 項 第 5 項 IV 号に規定される期間内に、貿易手続特惠地区国家審議会  
（CZPE）事務局によって受理され、又は、受領された抗弁書に限り、手続きに  
おいて認められ、且つ、係属する。

第 13 項 調査委員会は、抗弁書の受領から 15 日以内に、提出された書類を審理し、該当する場合には、必要となる証人のリストと併せて、抗弁書の中で明示され、又は、調査委員会によって作成された調査及び証拠に関する申請に対する意見書を事務局長に送付する。

第 14 項 意見書の受領から 10 日以内に、事務局長は、審理において召喚すべき証人についてのほかに、調査の実施及び必要となる証拠の取得に関する申請について決定を行う。

第 15 項 申請が許可される場合、調査委員会は、調査実施のために定められる時刻及び場所、並びに、本通知から起算して 30 日以内（不可抗力を理由とする場合には、さらに 10 日を上限として延長が認められる）に証拠を提出する旨について、関係当事者に対して通知する。

第 16 項 証言は、事前に調査対象企業に通知する条件の下で、貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）事務局、又は、ZPE の管理主体の本拠地における審理の中で、調査委員会に対して行われる。

第 17 項 鑑定は、調査対象企業の費用により行われる。貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）事務局長は、鑑定チームを編成するために、同事務局の鑑定人を選任することと併せて、その他のあらゆる公的機関の鑑定人を招聘することができる。

第 18 項 証拠調べ手続きの終了後、調査委員会は、調書記載項目及び違反企業の登録上の履歴事項を考慮し、30 日以内に、対象事案に関する意見を表明する。その中においては、違反性に関する判断並びに制裁の加重及び減輕事由、又は、該当する場合、手続きの取り下げについて提案を行う。

第 19 項 事務局長は、10 日以内に、調査委員会の見解に対する意見を表明する。

第 20 項 取り下げに関する提案が承認される場合には、手続きにおいて作成された調書は、手続きを終結させるために、貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）事務局に送付され、調査対象企業は、行政手続きの終結に関して通知を受ける。

第 21 項 違反事実が生じた旨の〔調査委員会〕の意見が承認される場合には、事務局長は、制裁を適用する旨の提案も含めて、貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）が判断を行うために、手続調書を送付する。

第 22 項 審議会決定として、連邦政府官報で公告される貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）の判断に対しては、1 度に限り、当該公告日から起算して 15 日以内に再審理請求を行うことができる。

第 23 項 再審理請求により、調査又は証拠に関する新たな手続きは認められず、当該請求以降に開催される直近の貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）で議事の対象となる。同審議会事務局長は、常に可能である場合には、請求に対して異議を申し立てる。

第 24 項 審議会決定として、連邦政府官報で公告される貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）の最終判断により、行政手続きは終結し、同審議会事務局長は、決定に関する通達を出し、その執行に必要な措置を決定することができる。

第 25 項 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）は、不法行為の実施に関する明確な兆候、又は、その証拠が存在する場合には、状況の悪化又は対象不法行為の継続を回避する目的で、予防的な性格を有する行政上の措置を講じることができる。

第 26 項 行政手続きについて規定する 1999 年 1 月 29 日付法律第 9784 号所定の条項は、本法律が規定する手続きに対して、補完的に適用されるものとする。

第 27 項 貿易手続特惠地区国家審議会（CZPE）は、本条の規定の実施のために必要な決定を公告する。

**第 3 条** 2007 年 7 月 20 日付法律第 11508 号第 23 条は、以下の文言により、有効となる。

「第 23 条（未記載）

I—第 5 条単項の規定に従い、輸入され、国内市場で取得され、又は、ZPE 内で製造された、ZPE に由来する商品に関して国内市場に対して。

II—第 5 条単項の規定に従い、許可されない外国商品に関して貿易手続特惠地区（ZPE）に対して。」（新規）

**第 4 条** ブラジル連邦国税庁長官は、一括的な処分により、利便性、利益性及び適時性に関する基準を考慮し、港湾施設を保有していない州の州都における税関物流産業センター（CLIA）にかかる許可の利用性について定義し、当該利用性に準拠して、且つ、手続後において、法的要件を満たす利害関係人に対して CLIA の運営許可を付与し、並びに、その保税地域指定を行う権限を有する。

**第 5 条** 2007 年 7 月 20 日付法律第 11508 号所定の第 3 条第 1 項 V 号及び第 5 項、第 18 条第 3 項 I 号及び II 号、第 9 条並びに第 17 条は廃止される。

第6条 本法律は、その公告日から効力を生じる。

於委員会室 2015年12月8日

下院議員 パエス・ランジン  
報告者